

## 学校感染症による出席停止措置について

学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法により出席停止措置となりますので、別紙「治癒証明書」を主治医に記入していただき、症状が軽快して登校する際に学校へ提出してください。（出席停止の期間は、欠席扱いとはなりません。）

インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の療養報告書は、保護者の方が記入してください。

### 学校感染症の種類と出席停止期間の基準

#### 《第一種》

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 **SARS** コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 **MERS** コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザ A ウイルスで **H5N1** であるものに限る。）

以上については、治癒するまで出席停止です。

#### 《第二種》

疾患名	出席停止の期間の基準
インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師等において感染のおそれがないと認めるまで

\* 病状により、主治医の証明がある場合は、出席停止期間はこの限りではありません。

#### 《第三種》

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

以上については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止です。

\* 群馬県では「第三種その他の感染症」については定めないとしています。